

# 道徳的陥穽の危険と スチュワードシップ会計

岡 部 孝 好

はしがき

財産の受託者がその委託者に財務報告するための会計をスチュワードシップ会計 (stewardship accounting) というが、それは、一般的にいえば、キャッシュ・フロー会計 (cash flow accounting) かその一変形である発生主義会計 (accrual accounting) によっており、しかも継続的な取引記録と証憑書類に支えられる仕組みになっている。このような会計実務がなぜ存在するのかを、一部なりとも、説明しようとするのが本稿の主な狙いである。

この目的に付随して、本稿においては意思決定権限の委譲と会計報告との関連が追求される。スチュワードシップ会計が二人以上の人びとの間の権限委譲関係に根ざすものだとすれば、意思決定機能や危険負担機能の配分の問題、さらには組織形態の選択問題にまで視野を拡大してその役割を分析しないかぎり、外部会計報告の機能は十分には解明しえないと思われる。そこで、会計システムを経営者行動のコントロールの手段と位置づけたうえで、グローバルな観点からスチュワードシップ会計に再検討を加えてみることにしたい。

次節でまず私有財産の委託関係の中においてなぜ、またどのように会計情報の受渡しが取引の当事者間で合意されるかを明らかにする。続いて、第Ⅱ節と第Ⅲ節で、経営者がその会計責任を解除するために利用するキャッシ

ュ・フロー会計と発生主義会計が取り上げられ、それぞれのもつ技術的特性が分析される。そして第IV節においては、そうした会計システムが組織や市場のコントロール機構にどのように関連しているかを吟味して、会計情報が果たす役割の一端を明確にしたいと思う。最後の節は、問題の整理と要約に充てられている。

## I 利害の不一致と「知る権利」

### (1) 道徳的陥穽の問題

伝統論によれば、企業の経営者は残余請求権者 (residual claimants) ないし株主の利益を最大にするよう動機づけられていて、常に企業の価値または株価を極大にするよう意思決定を行うと考えられる。これに対して、われわれは、経営者は利己心に忠実で、自分の効用を最大にするよう行動すると仮定する。

この前提からすると、たとえ経営者が企業の持分を 100 パーセント所有していても、企業価値を最大にするよう行動することはありえない。経営努力の結果として企業の価値が上昇すれば、それはこの所有者兼経営者の富を増加させ、したがってその人の効用を高めるであろう。しかし、経営者の効用の源泉は富に限定されているわけではなく、例えば、オフィス、社用車、秘書のサービス、従業員との友好的関係、慈善的活動、友人からの仕入れ等によっても効用を増加させることができる。そこで、たとえそれらに支出すれば企業価値の一部が犠牲にされるにしても、彼等はこれらの源泉にも資源を割り、自分の受け取る総効用を最大限にまで引き上げようとするであろう。経営者が金銭の奴隷でないとすれば、富の獲得の機会だけでなく他の非金銭的利得の機会をも考慮し、これらの機会のそれぞれからえられる追加のベニフィットとそれらの追加コストが釣り合うように、最適な組合せを選ぶと考えなければならない。

この所有者兼経営者が持分の一部を外部の主体に譲渡すると、部分的にもせよ企業の所有が経営から分離されるが、このことは、非金銭的利得の機会

を利用しようとする経営者の動機をいっそう強くすると思われる。この場合には、経営者が、役得 (perquisites) 等によって職務上の消費 (on-the-job consumption) を増やし、非金銭的ビニフィットをヨリ多く享受しても、それに伴う企業価値の低下は全部が彼等の負担にはならず、一部は外部の持分権者に転嫁される。したがって、経営者の所有比率が低下すると、これに応じて経営者にとっての最適組合せが変化し、外部の持分権者の犠牲において資源が浪費されるという結果になりやすい。経営者の合理的行動の結果として、一種の道徳的陥穽 (moral hazard) の問題が発生して、経営者と外部持分権者との利害が食い違ってくるのである。<sup>(1)</sup>

このような反機能的行動は一般に逸脱行動 (aberrant action, deviation) と呼ばれているが、その原因は二つに分けて考えることができよう。まず第一の原因は、所有せざる経営者が、自己の効用を高めるために、彼が完全な所有者であれば決して行わない行為をあえて選択することにある。100パーセントの持分を所有する経営者に比べて職務上の消費や役得へヨリ多く支出するとすれば、それがたとえさやかな額であっても、このことは、積極的に資源を消費して、企業の価値を低下させていること、換言すれば作為によって外部持分権者に損害を与えていることを意味する。

そして第二に、経営者が100パーセントの所有者であれば当然に行う行為をあえて回避したり、遅延させたりすることからも外部の持分権者の不利益が生じうる。意思決定にあたっての勤勉、緊張といった要素が経営者に負の効用をもたらすとすれば、それらを節約することは彼等の総効用を高めるのに役立つ。しかし、これに伴う怠惰 (shirking) や緊張の弛緩は、不作為によるものではあるが、資源の浪費を招き、組織の活性を失わせる。したがって、こうした目に見えない行為も企業の価値を低下させ、外部持分権者の利害を損なう原因になりうる。

---

(1) この点の厳密な分析はゼンセン・メックリング (Jensen and Meckling, 1976) をみられたい。なお、道徳的陥穽の問題については、岡部 (1983, 1984) おいても論及している。

## (2) コントロール行動と情報提供契約

作為にせよ不作為にせよ、持分権の譲渡によってリスクを移転すれば、このように道徳的陥穽の現象が誘発されがちであるが、持分の潜在的買手もまた合理的だとすれば、彼等が甘んじてその犠牲になるようなことはありえない。彼等は、危険を事前に察知して、インセンティブ・システムを設けたり、経営者行動に干渉したりして逸脱行動を可能なかぎり食い止めようとするであろう。そして、それでもなお自分の財産を失う可能性が大きければ、例えば出資を拒絶したり経営者の売り出す証券を低く評価したりして、自分の富が「剝奪」されないよう対抗措置を講ずるにちがいない。そうしなければ、自分の財産権 (property right) を守り通すことができないのである。

このようにして資本市場が逸脱行動の可能性を即時にまた偏りなく評価するとすれば、経営者は危険の分散を断念するとか証券を安く売り出すという形で、結局のところ自分でコストを負担せざるをえない。そこで、このコストを節約するため、経営者は、ある種の行動機会を排除して、自分で自分の行動を束縛する。自分の行動誘因が相手側に読まれていることを知っているから、自分の利益を貫くには自己規制 (bonding) を行い、その忠実な実行を保証しなければならなくなるのである (Jensen and Meckling, 1976)。

このようなゲーム的情况においてきわめて重要な役割を演ずるのが情報である。経営者行動をコントロールするには実際の選択がどう行われているかつぶさに知らなければならないが、外部持分権者は経営に直接タッチしているわけではないから、関連する情報の提供を受けなければ状況を正確には掌握しえず、コントロールしようにもその実効をあげることができない。そこで、まず情報の入手を図るため、資金の提供と引換えに「知る権利」 (right to know) を確保し、そのうえで自分の利益を擁護しようとする。経営者に定期的な報告義務を課し、その履行を条件に自分の財産の使用を任せるのである。

経営者の側にしても、相手が不信を抱いているとすれば、例えば会計情報を自発的に開示して、これによって相手のモニタリングを許さないかぎりよい結果には達しえない。潜在的買手に不安があるという状況の下ではまず相手の信頼を確保することが不可欠であり、そのためには進んで「知らせる義務」を引き受け、会計情報の提供を約束しなければならない場合も生じうる。かくて、それぞれが自発的動機に基づいて「知る権利」と「知らせる義務」を約定し、これに基づいて定期的に情報の受渡しを行う。<sup>(2)</sup>ステュワードシップ会計を成り立たせているのはこのような当事者間の私的契約なのであり、その背後には常に私有財産の委託関係が存在する。したがって、このステュワードシップ機能に関するかぎり、会計情報システムの選択は、基本的には、取引の当事者の分権的決定（decentralized decision）の方式によっ<sup>(3)</sup>ているといわなければならない。

## II キャッシュ・フロー会計の意義

### (1) キャッシュ・フロー会計の特徴

支配する資源が他人のものである時にはそれは自分のものようには使用されない。したがって、どのような形にもせよ財産の管理・運用を委託する場合には道徳的陥穽の問題に対処する手立てが不可欠になるが、そのための手段のひとつが会計情報システムである。重要な受託資源の受渡しにつき継

---

(2) このような見方からすれば、「知る権利」の保有者は現在株主に限定され、将来株主には及びえない。将来株主に対する投資判断情報の提供義務は別個のコンテキストから生ずるのであって、ここで取り上げている私有財産権に基づくものとはまったく異なる（Rosenfield, 1974）。なお、将来株主への情報提供義務と「知る権利」との関係についてはハーウィツ（Herwitz, 1974）をみられたい。

(3) 今日では会計情報の引渡しについても公的規制が加えられているが、それはただか一世紀程の歴史を有するだけであって、当初からそうであったわけではない。公的規則が始まるよりもはるか前から、契約の当事者の私的な取決めに基づいて会計報告書は流通していたのである。この点に関してはワット（Watts, 1977）の研究が有益である。

続的に記録を行い、どこから資源を受け入れそれを何に使用したかを詳らかにすれば、これは意思決定のプロセスの追跡に役立ち、逸脱行動を抑制する機能を果たすと考えられる。そしてさらに経営者の報酬をこのような会計測定の結果に結びつけると、これに伴う動機の変化によって、外部持分権者の不利益が軽減されることが期待されうる。たとえ過去事象に関するものであっても、会計情報は人の動機に影響を与え、その行動を変える能力を持っているのである。

会計測定はありとあらゆる資源の動きを追跡しようとするものではないし、またたとえそうしようとしてもそれは実行可能ではない。そこで、どれかの資源を任意に測定対象に選ばなければならないが、特に現金という単一の資産を選択しその流れを測定・記録するシステムをキャッシュ・フロー会計と呼ぶ。この会計システムがスチュワードシップ会計において古くからまた広く利用されてきたのは、決して理由のないことではない。

まず、経営者が権限の委譲を受け、意思決定を行えばその結果はいずれ資源の増減という形で具体化されてくるであろうし、またこの資源の変動は究極的には現金の有高に何等かの影響を及ぼすと考えられる。財産委託者にとっての最大の関心事はこの現金的結末 (cash consequence) がどうなるかであり、それこそが問題の焦点をなす。残余請求権者が経営者行動に関心を抱きそれに干渉しようとするのも、その経済的結果が彼等に帰属し、彼等の富を変動させるからにはほかならない。しかも、現金は何にでも使用できる一般購買力で、時と所を問わず最も誘惑の強い資産であるから、委譲された権限の中に現金の管理・運用が含まれるかぎり、最少限、この「危ない資産」のフローをモニターしなければ、逸脱行動を食い止めることができないという事情もある。かくして、キャッシュ・フロー会計は最も重要性の高いこの現金資産に着目し、その動きを数値によって忠実に写し取ろうとする。

第二に、このキャッシュ・フロー会計は取引時に受払いした現金数量を数え、記録要約しているにすぎないから、きわめて単純で安価な測定システムである。そこでは、源泉 (収入) と使途 (支出) それぞれにつき現金増減の原

因が要約整理され、これによって期首から期末に至る現金有高の変動が説明されているだけである。もちろん、このほかに営業による収支とそうでないもの、反復的な収支とそうでないもの等に細分類されることもないではないが、そうした場合でも手続きそのものはごく簡明で、誰にでも容易に理解可能<sup>(4)</sup>である。

第三に、それは、会計的評価の手続きを全く含まない数量的測定のシステムであり、したがって測定に関するかぎり恣意性の入り込む余地は少ない。そのうえ、日々の取引の継続記録を前提にしているし、また証憑に裏付けられているから、検証可能性があって、後に紛争が生じた時には原始取引に立ち返って調査することができるという特長もある。

## (2) キャッシュ・フロー会計と利害調整

キャッシュ・フロー会計にはこのように多くの利点が存在するが、他方において、それに重大な限界があることも事実である。最終的な現金的結末の実現を待って意思決定の結果を把握するにすぎないから、それは経営者のパフォーマンスを評価したり、経営者を動機づけたりするにはあまり有益ではないのである。

まずキャッシュ・フロー会計は現金の受渡しの記録でしかないから、いかに分類整理されていても、それだけによって意思決定のプロセスを跡づけ事後的にその質を評価するのはきわめて困難である。例えば、10万円で購入しえた材料に13万円を支払っていても、あるいは15万円で販売しえた製品を13万円で売っていても、単なる収支の記録に基づきこの事実を識別するのは容易でないであろう。私消等、作為による例外的事象の発見には有益な場合があるにしても、個々の金額が経営者の最善の努力の結果であるかどうかを明確にするにはさして役立ちえないと思われる。特に不作為による資源の浪費を際立たせるといふ点ではほとんど無力だとみななければならない。

---

(4) 現金収支計算書の詳細については、Jaedicke and Sprouse (1965), Moonitz (1962) をみられたい。

そして第二に、キャッシュ・フロー会計はすべての物の流れを測定対象から除外しているために、意思決定の結果として非貨幣資産の側に増減が生じていても、その事実は完全におおい隠されてしまうという問題がある。もちろん交換が貨幣を媒介に進められるケースが多ければ多いほど、財の動きは貨幣の動きに「代表」されることはたしかであり、したがって貨幣のフローから他の資産の動きを推測することもまったく不可能ではない。しかし、キャッシュ・フロー会計は財の数量的変動を直接に測定するものではないから、現金以外の資源に意思決定の経済的影響が現われていても、それとして識別するのは容易でないであろう。現金的帰結に至るまで意思決定の結果はまったく見えないのだから、たとえ逸脱行動が生じていても早い段階でそれをチェックすることはできない。

これに関連するもうひとつの問題は、非貨幣資産を無視することの結果として、この会計システムだけによれば、タイミングの恣意的な操作によって収支が動かされるおそれがあるという点である。商品、設備等はオフ・バランスシートになっているから、それらの購入や売却の時点を選べば、あるいはそれらの代価の受取りや支払いの時点を調整すれば、キャッシュ・フローは全く異なる外観を呈することになるであろう。<sup>(5)</sup> それだから、たとえ営業によるものに原因を限定しても、収支の余剰に基づいてパフォーマンスを評価してもほとんど無意味であるし、またそれを分配指標にした経営報奨制度も<sup>(6)</sup>うまく機能しないことになりがちである。それどころか、現金の増加に向

---

(5) キャッシュ・フロー会計の限界としてしばしば指摘されるのはこの恣意的操作の余地である。この詳細については Moonitz (1962) を参照されたい。

(6) これらの限界を克服する方法のひとつは、品目別の商品の出納記録を併用したり、期末にキャッシュ・フローの要約表のほかに、数量タームによる手持ち財産と債権・債務の一覧表——棚卸表——を作成したりして、財の数量的変動にも注意を払うことである。16～17世紀の荘園領主の会計では、貨幣の収支の記録だけでなく、数量単位による物品（家畜、穀物等）の受渡しの記録が含まれていたといわれる（Yamey, 1962）が、この種の物品の品目別の出納記録はキャッシュ・フロー会計を補完するうえにおいて重要な役割を演じていたと考えられる。



けて経営者を動機づけると、売り急ぎや過少投資等の結果を招いて、かえって残余請求権者の側にロスが発生するおそれすらある。

キャッシュ・フロー会計は簡便で、きわめて重要なコントロールの手段ではあるが、それのみによって経営者行動を統制または誘導するのは容易なことではない。外部持分権者の不利益を防止するという点でも、またより積極的にその利益を促進するよう動機づけるという点でもその機能は限られたものでしかありえない。それゆえ、もともと逸脱行動の危険が小さいか、それとも残余請求権者が他の方法によって強いコントロールを行っている場合でなければ、この会計システムに大きな意味は生じえないと考えられる。それが利害調整の役割を果たすには、少なくとも重要な収入・支出につき所有者が裁決し、事態の推移を直接に監督するとか、物の動きをも掌握しているといった状況がなければならぬ。換言すれば、経営者に委譲されている権限が狭く限られていて、意思決定機能と危険引受機能がほとんど融合してしまっている必要があるのである。この会計システムが株式会社よりもむしろ、個人事業、非営利事業、パートナー・シップといった比較的単純な組織にヨリよく調和する理由のひとつはここにあると思われる。

### III 発生主義会計の意義

#### (1) 発生主義会計の特徴

キャッシュ・フロー会計とともにステュワードシップ責任の解除のためによく利用される会計システムは発生主義会計である。このシステムにもいろいろなヴェリエーションがありうるが、一般的にいえば、次のような技術的特徴がある。<sup>(7)</sup>

---

棚卸表は期末時点に残存する資産と負債のリストにすぎないが、現金の記録しかない時にはこれもまた重要な情報を提供したのであろう。しかし、それらは貨幣と財を多元的に測定するものでしかないから、パフォーマンスの評価や意思決定の誘導にはさして役立たなかったと思われる。

- (7) この発生主義会計の技術的特徴に関しては井尻（1976, 1981）、APB（1970）、FASB（1978, 1980）、Grady（1965）を参照せよ。

(i) このシステムによれば、貨幣請求権、支払義務が手持ち現金と同等に扱われ、例えば、貨幣の貸借も現在現金と未来現金の交換として権利・義務の発生時に記録にとどめられる。また、財と貨幣の交換も現金による決済を待たず、契約の当事者のどちらか一方が履行した時に勘定に認識されるから、財の受渡しが先行した時には受取勘定と支払勘定が、逆の場合には財の請求権と引渡義務がそれぞれ計上される（信用基準）。

(ii) 過去または将来に貨幣の流れを伴う場合にかぎって、非貨幣資産の変動も記録の対象に加えられ、さらに貨幣単位への変換が施されるが、その価額決定にあたっては支払額または支払うべき金額が割り当てられ、原則としてその価額は費消時または払出時まで変更されない（歴史的原価基準）。

(iii) 費用の認識は、購入時でも支払い時でもなく、財の費消時点において行われるし、またいわゆる見越し繰延べのほかに、減価償却や費用の引当計上も行われる（発生基準）。他方、財の引渡しに対応する貨幣または貨幣請求権の流入が収益として計上され、これと費用との差額として純利益が測定される。このようにして収益と費用との相互的な関連づけによって測定された純利益は、資本取引以外の原因による残余請求権への正味の影響を説明するものと考えられている。

この発生主義会計における費用というのは過去に現金支出したものか将来に支出を要するものかのいずれかであるし、収益は過去の収入か将来の収入のいずれかである。したがって、長期的にみれば、それらは営業による収入と支出に一致するから、発生主義会計は先のキャッシュ・フロー会計から大きく懸け離れた測定システムとはいえない。「発生主義会計によって測定された期間利益と現金収支計算書との主な違いは利益の構成要素の認識のタイミングである」（FASB, 1978, para. 46.）にすぎない。しかし、ここで重要なのはむしろこのタイミングの違いである。この場合には現金的結末よりもそれをもたらす原因に強調点が移されており、財の増減や権利・義務の発生に具体化された段階で意思決定の経済的影響が捕捉されている。したがって、キャッシュ・フロー会計と比較するかぎりにおいては、この発生主義

会計の方が明らかにパフォーマンスの評価に有益だといえよう。この点は FASB が指摘する通りである。

「発生主義会計で測定された企業の利益とその構成要素についての情報は一般に当期の現金収支に関する情報よりも企業のパフォーマンスについてよりよい指標を提供する。発生主義会計は、企業によって現金が受け取られたり支払われたりする期間のみというよりも、企業に現金的結末を及ぼす取引、事象、環境が生じた期間に、そうした取引やその他の事象と環境が与える企業への財務的効果を記録しようとするものである。発生主義会計は資源や活動に投ぜられた現金が企業にヨリ多くの（あるいはヨリ少ない）現金をもたらすプロセスに関するものであって、このプロセスの最初と最後だけに関するのではない。」（FASB, 1978, para. 44）

この会計システムはキャッシュ・フローと同様、普通は、組織的な記録のシステムに基づいており、減価償却等の一部の項目を除けば、資源の受渡しについての検証可能な証拠に裏付けられている。したがって、利害関係者の強い圧力にも抗しうる「硬い」システムであるという特徴は失われていない。しかも、ここでは貨幣の流れの記録がそのまま維持されているうえに、財の動きも捉えられており、測定の対象が拡大されていることは明らかである。<sup>(8)</sup>

## (2) 発生主義会計と利害調整

このように、発生主義会計では財の流れも測定されているから、も早や収支のタイミングを動かすだけでは状況の外観を装うことはできない。そのうえ、非貨幣資産が歴史的原価によって評価されている関係からして、財の講入は財と貨幣資産との間の振替えとして処理され、報告利益に対しては何の

---

(8) 発生主義会計においては現金収支計算書が公表されることはほとんどないが、その記録システムには必ずキャッシュ・フローの測定が含まれるという点には注意が必要である。つまり、記録システムの側面だけでいえば、キャッシュ・フロー会計は発生主義会計の部分集合をなしているのである。なお、「硬い」システムの重要性に関しては井尻（1976, 1981）を参照されたい。

影響も及ぼさない。その大きさを左右するのはもっぱら財の販売だけである。それだから、経営者の報酬が報告利益に連結されていたり、パフォーマンスがそれに基づいて評価される場合には、経営者の関心は勢い販売活動に向かわざるをえず、貨幣資産の獲得に強く動機づけられる結果になるであろう。もしそうであれば、これは、実現利益の分配を待っている残余請求権者の利害と明らかに調和する。

さらに会計上の利益というのは収益と費用の差であるから、たとえ販売活動が成功裡に推移したとしても、資源の浪費をできるだけ抑えなければ、費用の増加のために貧弱な結果にしか達しえない。作為であれ不作為であれ、資源を過剰に消費すれば、この不効率的な資源の利用の結果は遅れても報告利益に反映され、場合によっては残余請求権者の注意を引くことになるであろう。かくて、逸脱行動に抑止力が働き、経営者にある程度包括的に意思決定権限を委譲しても、それに伴う効率の犠牲があまりに大きくなるようなことにはなり難い。

残余請求者にとっての最大の関心事はおそらくは自分の利害がどれほど促進されたかという点であろうが、発生主義会計は残余請求者の持分に測定の見点を定めているから、このような問題意識はその測定機構の中にそのまま織り込まれているともいえる。したがって、経営者は意思決定にあたって残余請求権者の利害に与える影響にも常に注意を払わなければならない、自己の利害だけを優先するわけにはゆかない。利害の対立する相手側の見地から意思決定の結果が測定・集約されているから、経営者はそれへの影響を無視しては行動しえないのである。

もちろんこの発生主義会計の場合にも、主に財の測定とその貨幣評価に関して自由に選択できる代替的会計手続きが多数存在し、これが経営者に大きな裁量の余地を与えていることはたしかである。また、物の流れは測定対象に含められていても、名声ないし暖簾、R & Dによる知識、人的資源等の無形の資産は依然としてオフ・バランスシートになっているから、それらへの投資を通じて表面には現われない資産を形成したり、それらを取り崩したり

して報告利益を恣意的に変えることができることも事実である。したがって、会計手続きの恣意的選択やオフ・バランスシート化を合理的範囲内に抑えないかぎりそのコントロール機能が十分に活かされないということは人も指摘する通りである。<sup>(9)</sup>

しかし、ここで大切なことは、こうした策略的行為（circumventive acts）を招くということは、それ自体がとりもなおさず報告利益の重要性を暗示しているという点である。それが経営者にどうでもよいものであれば、彼等はそれをあえて歪めるような行動には走らないであろう。残余請求権者の見地からの強い締めつけがあって、それが効果的であるからこそ、その網をくぐり抜けようとする強い動機が働くのである。報告利益を中心とした利害調整のメカニズムが機能していなければ、そうした結果が生じることはありえない。

#### IV ステュワードシップ会計とコントロール機構

##### (1) 会計情報とコントロール機構

財産委託者とその受託者との間の利害の不一致を縮減しようとするのがステュワードシップ会計であるが、この目的がどこまで達成されるかは、会計情報だけではなく、市場と組織のコントロール機構の有効性に依存する部分も多い。ステュワードシップ会計はコントロール機構の一端を担いそれを支援するものでしかないから、会計報告がその機能を発揮するためには、その前にそうした制度的メカニズムがうまく設計されていることが不可欠である。発生主義会計の場合について、特にこのことがいえる。

まずボーナス・プランやストック・オプションのような経営報奨制度によって、経営者の動機そのものを変えようとする場合にしても、単に明確に定

---

(9) 発生主義会計のもうひとつの大きな問題は、実現主義によっているため事象の認識が遅れるという点である。この難点を克服する方法としては歴史的原価基準に代えて実現可能基準、取替原価基準等を採用することが考えられるが、こうした方法によっても利害の調整が可能かどうかはまだはっきりしていない。

義された成果分配の指標があるばかりでなく、それを媒介にして経営者の利害と外部持分権者の利害がよく同一化されていなければならない。外部持分権者の利益を増進しなければ経営者が自分の利益を引き上げられないような仕組みになっておれば、経営者の個人的利益の追求がそのまま外部持分権者の利益につながり、逸脱行動は抑制されよう。しかし、このような利害をつなぐ機構自体が不完全であれば、発生主義会計によっていかに分配可能利益の測定に腐心したとてそれにはさして意味がなく、結局のところ利害の不一致は軽減されずに終わるにちがいない。

この点はまたモニタリングや業績評価の場合も同じである。組織内にはフォーマルな内部的統制制度やインフォーマルな相互監視システムが広く存在しうるし、また社会制度の中にも業績評価とそれに基づく賞罰のシステムが組み込まれているのが普通であるが、例えば発生主義会計の会計情報が経営者の行動なりその結果なりを事後に明らかにしたなら、このような組織や市場のメカニズムを通じて、経営者の過去の行動に何等かの形で賞罰が賦与されなければならない (Fama, 1980)。暗黙にせよ、背後の規準に照らしてその当否が評価され、さらにこの評価が経営者の受け取る所得ないし効用に影響すれば、これが経営者の動機に作用して、逸脱行動の抑制力として働くことになるであろう。経営労働市場に、経営者の過去の業績評価に基づきその限界生産性を予測するシステムがあつて、過去の業績評価によって将来報酬が異なってくるような場合には、持分権者の利害を促進する行動に対しては結果的に賞金が、許容範囲を超える逸脱行動には何等かのペナルティが与えられることになって、効率の損失は減少するにちがいない (Fama, 1980; Fama and Jensen, 1983a)。しかし、こうしたメカニズムが十分に働かなければ、いかに会計の測定対象を拡大しても、あるいはいかなる業績尺度利益を報告しても、それは利害の調整にはさして役立ちえない。<sup>(10)</sup>

---

(10) これに関連する重要な問題は、所有が分散されたことの結果として株主側の力が低下し、モニタリングのインセンティブが失われたという点である。所有の分散はモニタリング・コストの負担力を引き下げ、モニタリングの動機を希薄なも

このように、ステュワードシップ会計の意義はかなりの程度まで組織と市場におけるコントロール機構の仕組みによるが、他方においてこれらの機構の働きが入手可能な会計情報にも依存していることは明らかである。経営者の行動もその結果も何等かの情報装置なしには把握しえないし、目標に向けての進歩を評価しようにもそれを可能にする業績尺度情報がなければならぬ。経営報奨制度にしても、分配の指標を示す会計情報が入手しえなければ利害調整の機能を果たしえないであろう。コントロール機構と会計情報は相互依存関係にあり、これら二つの歯車がうまく噛み合わなければ道徳的陥穽の問題は結局のところ解決されないのである。

## (2) ステュワードシップ会計と組織形態

もちろん、どのようなコントロール機構にしても技術的限界があるし、発生主義会計システムにも限界があって、それがあからといて、逸脱行動が完全に除去されるというわけではない。しかし、発生主義会計がそれを一定の範囲内に抑え込むことに寄与しているとすれば、これは信頼関係を醸成し、当事者の厚生に役立っていることを意味するとみてよいであろう。安心と信頼を基礎にしようということは、権限委譲を押し進め、専門化の利益を追求できるということにほかならないのである。

モニタリングやパフォーマンスの評価を可能にする会計システムがあって、それが組織や市場のコントロール機構とうまくマッチしている場合には、それらは全体として資源の委託を促進し、持分権の流通性を高める効果をもつとみることができる。意思決定スキルないし経営専門知識が偏在して

---

のにしたし、また社会の複雑化に伴いモニタリングに必要な知識も次第に特殊化して、有効なモニタリングはますます困難になってきた。またたとえばモニタリングによって情報をえても、それを利用してペナルティをかける機会はほとんどないに等しい。普通は、持分を売却するというのが唯一の可能な手段である。したがって、モニタリングを専門化して、それを社会システムの中に組み込むということは今後のさきわめて重要な課題だといわなければならない。この問題についてはファマ・ゼンセン (Fama and Jensen, 1983b) をみられたい。

いて、それを移転するには多額の費用が必要とされるとすれば、道徳的陥穽の危険が削減されるかぎり、富の所有者に専門知識を移転するよりも経営能力を有する人に意思決定権限を配分する方がよい結果をもたらすにちがいない。この理由で経営の専門家に権限を包括的に委譲するとすれば、残余請求権者の側に残る機能はほとんど危険引受だけになるであろうし、またそうであれば、も早や残余請求権の譲渡性を拘束する理由も失われ、持分権は危険負担能力の高い人びとの間で自由に売買されることになる。ファマ・ゼンセン (Fama and Jensen, 1983a) が指摘するように、資本市場が有効に機能しているなら、残余請求権が譲渡可能 (alienable) であるかぎり、それは危険引受に最も適した人によって保有されて、リスクの最適な分担と分散が図られるのである。かくて、会計システムが洗練され、道徳的陥穽を管理する技術が発展すれば、これに応じて専門化と危険分散に適した組織形態、すなわち公開型の株式会社形態が利用されて、意思決定機能と危険引受機能との分化が進む可能性が強くなる。

これに対して、組織や市場のコントロール機構が未発達であったり、あるいはそれに適合する会計情報が供給されなかったりすれば、リスクの負担者が自ら意思決定にあたるか権限を狭く限定して財産を委託しないかぎり、思わしい結果には達しえないであろう。逸脱行動をコントロールしえない状況において財産を委託すれば、所有者の富は結局のところ経営者の側へ移転してしまうから、少なくとも裁決や業績評価の職能を残余請求権者の側に留保して、道徳的陥穽の問題に対応しなければならない。したがって、このような場合には、たとえ専門化の利益が大きくとも、意思決定機能と危険引受機能とが完全に分化するようなことにはなりえないし、また持分権の譲渡性も失われてしまう (Fama and Jensen, 1983a)。コントロール機構が有効でなければ、結局のところ個人事業、パートナーシップ、閉鎖的株式会社といった組織形態が支配して、専門化の利益が犠牲にされる結果にならざるをえない。

このようにみえてくると、スチュワードシップ会計において業績評価やリス



クの分担を可能にする発生主義会計の会計情報がいかに大切かがわかってくるであろう。いかなる種類の財産であれ、私有財産の委託関係においては、何等かの方法で委託資源のフローを追跡することは不可欠であり、この点でキャッシュ・フロー会計の果たす役割が決して小さなものでないことはたしかである。それがなければ、ごく単純な権限委譲関係すら成り立ちえない可能性が大きい<sup>(11)</sup>。しかし、経営者にヨリ多くの意思決定権限を配分し、所有者が危険引受に特化するには、単に作為による不効率を防止するだけでなく、ヨリ積極的に、残余請求権者の利害に向けて経営者行動を統制・誘導するシステムがあることが必要である。不作為による資源の浪費をも削減する活性化の手立てがなければ、残存する道徳的陥穽の危険のために権限委譲関係そのものが制約されて、専門化や危険分散の利益を享受する途が閉ざされてしまうであろう。所有と経営とが切り離されても逸脱行動が支配しえない機構

---

(11) 財産の委託関係において道徳的陥穽の危険は本質的なものであるから、たとえ受託者の権限がごく限定されたものでしかなくとも、その危険が少しでも予想されるかぎり、それに対処する手立てなしには人と人との関係は成り立ちえない。例えば、よく引き合いに出される古代ローマ時代の奴隷の場合にしても、受託者は主人の人格の延長でしかなく、自分の判断力を行使する余地などほとんどなかったが、それでも彼等は前貸しされた資金に管理責任を負っていて、顛末の報告書とともに資金を返還しなければ、責任は解除されなかったといわれている(Gilman, 1939)。単に財産を保全すること、あるいは現金を指示通りに使用することが委託されているにすぎない場合であっても、やはりキャッシュ・フロー会計のような資源の受渡しの記録は不可欠であったのである。

しかし、このように背後に強い直接的コントロール活動が存在する場合には、受託資産に関する取引記録には大きな意義があっても、利益数値の報告に重要な意味があったかどうか疑わしい。系統だった記録さえあれば所有者はいつでも必要な情報に接近できたであろうし、また権限委譲がないのに利益数値を報告してもそれにさしてコントロール上の意味があったとは考えられない。問題の焦点はむしろ取引記録そのものにあったとみた方が自然であろう。クロイクスも次のように述べている。

「古代の会計のすべての目的は、損益の率を測定することではなく、貨幣と現物による取得と払出の正確な記録をつけ、不正直と怠慢による損失をあばくことにあったということをいつも忘れてはならない。」(Groix, 1956, p. 38.)

が整備されていることが重要であり、これがあってはじめて株式会社制度が成り立ちえたり持分権の譲渡性が確保されえたりするのである。発生主義会計は組織や市場のコントロール機構の一部を担うにすぎないが、このような点からすれば、権限委譲がどこまで進むかはかなりの程度までこの会計システムに依存しており、その在り方が組織形態の選択にも大きな影響を与えているとみなければならない。発生主義会計が有限責任制とともに生まれ、株式会社制度の一般化とともに発展してきたのは決して偶然の所産ではないのである。

## V 結 び

会計のステュワードシップ機能の重要性を指摘する会計文献は多数あっても、その内容に深く立ち入ったものはごくわずかしかない。しかし、それらの少数の文献をみるかぎりにおいても、会計システムは権限委譲関係に一方的に規定されていて、ステュワードシップ責任のタイプによってその形態を異にするという指摘が散見される<sup>(12)</sup>。たしかにステュワードシップ会計の基礎は他者の財産を受託することにあるのだから、権限委譲関係があてはじめて会計報告の責任が生ずるといえるし、また責任と権限の表裏の関係からして会計責任の性質と範囲も委譲されている意思決定権限によるということに疑問はありえない。資源を他人に預託する社会的関係にはいろいろなものがありうるとすれば、この多様性に対応して会計報告にも種々のヴェリエーションがあて当然であろう。事実、キャッシュ・フロー会計が適用される情況と発生主義会計が適用される情況との間には明らかに差異があるが、この違いは賦課されている責任のタイプの相違によるとみることができる。

しかし、もう少し根本に遡って考えてみると、会計システムが権限委譲関係に依存しているばかりでなく、逆に財産の委託関係がステュワードシップ会計報告に依存しているというもうひとつの側面があることに気付く。受託

---

(12) ステュワードシップ会計の詳細に触れた会計文献としては、Rosenfield (1974), American Accounting Association (1966) がある。

者の合理的行動の結果として逸脱行動が引き起こされかねない状況の下では、権限委譲関係に大きな影響を与えるのはそのコントロール機構の有効性であり、しかもその有効性はかなりの程度まで会計システムの機能によるとみてまちがいない。ステュワードシップ会計は道徳的陥穽の問題に対処する手段の一部であるから、その在り方によっては意思決定権限の配分や危険の分散のシステムが異なってくることも十分に考えられるのである。少なくとも利益測定システムなしに株式会社のような危険分散型の組織形態が発展したり、所有と経営が分離したりするようなことはありえないであろう。

ステュワードシップ会計が人と人との関係の中においてはじめて意味をもつとすれば、それが組織形態に規定されるという一面のみを捉えては、その機能を十分には解明しえないと思われる。ステュワードシップ会計と組織形態との密接な関連がなぜ生じたかを理解するには、会計報告と権限委譲関係との相互的な影響関係を捉えて、制度的仕組みの中においてその役割を分析することが不可欠であり、このようなパースペクティブを見失っては、例えばステュワードシップ会計がなぜキャッシュ・フロー会計から発生主義会計へと発展してきたのか、あるいはなぜステュワードシップ責任のタイプによって会計報告が異なってくるのかといった点はとうてい説明しえないにちがいない。道徳的陥穽の現象にまず目を向け、この分析視点から社会的会計制度に再検討を加える必要があるのである。

#### 参 考 文 献

1. American Accounting Association, Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory* (American Accounting Association, 1966). 飯野利夫訳, 『基礎的会計理論』(国元書房)。
2. American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Principle Board (APB), *Basic Concepts and Accounting Principle Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, APB Statement No.4 (American Institute of Certified Public Accountants, 1970).
3. Croix, G. E. M. de Ste, "Greak and Roman Accounting," in Littleton,

- A. C., and B. S. Yamey (eds.), *Studies in the History of Accounting* (1956).
4. Fama, Eugene F., "Agency Problems and the Theory of the Firm," *Journal of Political Economy*, Vol. 88, No.2 (April 1980), pp.288-307.
  5. Fama, Eugene F., and Michael C. Jensen, 1983a, "Seperation Ownership and Control," *The Journal of Law and Economics*, Vol. XXVI (2) (June 1983), pp.301-326.
  6. Fama, Eugene F., and Michael C. Jensen, 1983b, "Agency Problems and Residual Claims" *The Journal of Law and Economics*, Vol. XXVI (2) (June 1983), pp.327-350.
  7. Financial Accounting Standards Board (FASB), *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, Statement of Financial Accounting Concepts No.1 (Financial Accounting Standards Board, 1978).
  8. Financial Accounting Standards Board (FASB), *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, Statement of Financial Accounting Concepts No.2 (Financial Accounting Standards Board, 1980).
  9. Gilman, Stephen, *Accounting Concept of Profit* (The Ronald Press Co., 1939). 久野光朗訳, 『ギルマン会計学(上, 中, 下)』(同文館)。
  10. Grady, Paul, *Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises* (American Institute of Certified Public Accountants, 1965).
  11. Herwitz, David R., "The 'Right to Know' ", in Cramer, Toe J. Jr., and George H. Sorter (eds.), *Objectives of Financial Statements* (American Institute of Certified Public Accountants, 1974), pp.55-65.
  12. Ijiri, Yuji, *Historical Cost Accounting and Its Rationality* (The Canadian Certified General Accountants Research Foundation, 1981).
  13. 井尻雄二, 『会計測定の理論』(東洋経済新報社, 1976)。
  14. Jaedicke, Robert K. and Robert T. Sprouse, *Accounting Flows: Income, Funds and Cash* (Prentice-Hall Inc., 1965).
  15. Jensen, Michael C., and W. M. Meckling, "Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure," *Journal of Financial Economics*, October 1976, pp.305-360.
  16. Moonitz, Mourice, "Reporting on the Flow of Funds," in Baxter, W. T. and S. Davidson (eds.), *Studies in Accounting Theory* (Richard D. Irwin, Inc., 1962), pp.519-33.
  17. 岡部孝好, 「情報化社会の進展と財務ディスクロージャー制度の諸問題」, 関西大学経済政治研究所, 産業セミナー第82回 (1983年10月)。

18. 岡部孝好, 「外部会計情報分析のフレームワーク——エージェンシー理論からの展望——」, 『関西大学商学論集』第29巻第1号 (1984年4月), 18—47頁。
19. Rosenfield, Paul, "Stewardship," in Cramer, Toe J. Jr., and George H. Sorter (eds.), *Objectives of Financial Statements* (American Institute of Certified Public Accountants, 1974), pp.55-65.
20. Watts, Ross L., "Corporate Financial Statements: A Product of the Market and Political Process," *Austrarian Journal of Management*, Vol.2 (April 1977), pp.53-75.
21. Yamey, B.S., "Some Topics in the History of Financial Accounting in England: 1500-1900," in Baxter, W.T. and S. Davidson (eds.), *Studies in Accounting Theory* (Richard D. Irwin, Inc., 1962) pp.14-43.